

ふれあい東海訪問介護事業所（重度訪問介護）運営規程

（事業の目的）

第1条 東海交通株式会社が開設する、ふれあい東海訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に規定する重度訪問介護（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が居宅支給決定を受けた利用者に対し、適正な重度訪問介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯、及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

- 2 事業所の従業者は利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 前三項のほか、障害者総合支援法及び厚生労働省が定める基準その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ふれあい東海訪問介護事業所
- (2) 所在地 豊橋市花田町字百北 82,84 合併地 1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも事業所に対する指定事業の利用の申込みに係わる調整、従業者等に対する技術指導、重度訪問介護計画の作成等を行う。

- (2) サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理及び、重度訪問介護計画の作成等を行う。

- (3) 従業者 1名以上

従業者は指定重度訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。但し、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時から午後8時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護の内容・対象者及び利用者から受領する費用の額)

第6条 重度訪問介護の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、重度訪問支給決定した厚生労働大臣が定める額とし、当該重度訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者が有する重度訪問受給者証に記載されている利用者負担額の1割とする。

- (1) 重度訪問介護計画の作成、内容説明、交付、実施状況の把握
 - (2) 身体介護
 - (3) 家事援助
 - (4) 前各項に掲げる便宜に付帯する便宜
- 2 事業所において重度訪問介護等を提供する主たる対象者は、次の通りとする。
- (1) 重度訪問介護 ①肢体不自由者(身体障害者) ②行動障害を有する者(知的障害者・精神障害者) ④難病等対象者
- 3 第9条における通常の事業の実施地域を超えてやむを得ず行う指定重度訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第7条 事業所は、従業者による同居の家族である利用者に対する当該重度訪問介護等を提供させない。

(緊急時等における対応方法)

第8条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発防止するため、次の号に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、従業者に対し虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(職場におけるハラスメントの防止)

第10条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第12条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置をこうずるよう努める。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施する。

(身体拘束等の禁止)

第13条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、豊橋市内全域とする。

(その他運営についての留意事項)

第7条 事業所は、利用者に対して適切な事業を提供する為に、従業員の勤務体制を整備するとともに、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1)採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2)継続研修 年2回

- 2 従業員は業務上知り得た利用者もしくはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者もしくはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は東海交通㈱と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月21日から施行する。

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

この規程は、平成22年10月21日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年10月21日から施行する。

この規程は、平成26年2月21日から施行する。

この規程は、平成27年5月31日から施行する。

この規程は、平成27年12月21日から施行する。

この規程は、平成29年2月21日から施行する。

この規程は、平成29年10月21日から施行する。

この規程は、平成30年1月21日から施行する。

この規程は、平成30年4月9日から施行する。

この規程は、平成30年10月4日から施行する。

この規程は、令和元年12月21日から施行する。

この規程は、令和元年8月23日から施行する。

この規程は、令和元年9月2日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年3月21日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年2月21日から施行する。

この規程は、令和3年3月21日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和 4年 7月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 12月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 1月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 2月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 1月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 2月 21日から施行する。